

支援者拠点として活用するための被災住宅の改修費用を補助します

【石川県支援者受入環境整備事業】

令和6年能登半島地震により被災した住宅を、復旧・復興活動に従事する支援者の宿泊施設として活用するための改修工事に要する費用に対し、補助金を交付します。

■ 対象となる者

- 宿泊運営事業者または不動産業を営む者

※復旧・復興活動に従事する支援者のための宿泊施設として運営を行うこと。

※自己所有住宅以外の住宅を活用する場合は、住宅所有者との間に、賃貸借契約または不動産売買契約を締結すること。

■ 対象となる住宅

- 令和6年能登半島地震により被災（一部損壊以上）し、改修後は概ね8～10人程度が宿泊できる住宅

※本制度の利用により新たに宿泊施設として活用する住宅が対象。

■ 対象地域

- 奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）に存在する住宅

■ 対象となる経費

- 令和6年能登半島地震により損壊した住宅の現状復旧に要する費用および宿泊施設として必要な最低限の設備等に要する費用（消費税及び地方消費税は除く）

■ 補助金額等

- 補助対象経費の2分の1（限度額：改修住宅1棟につき最大100万円）

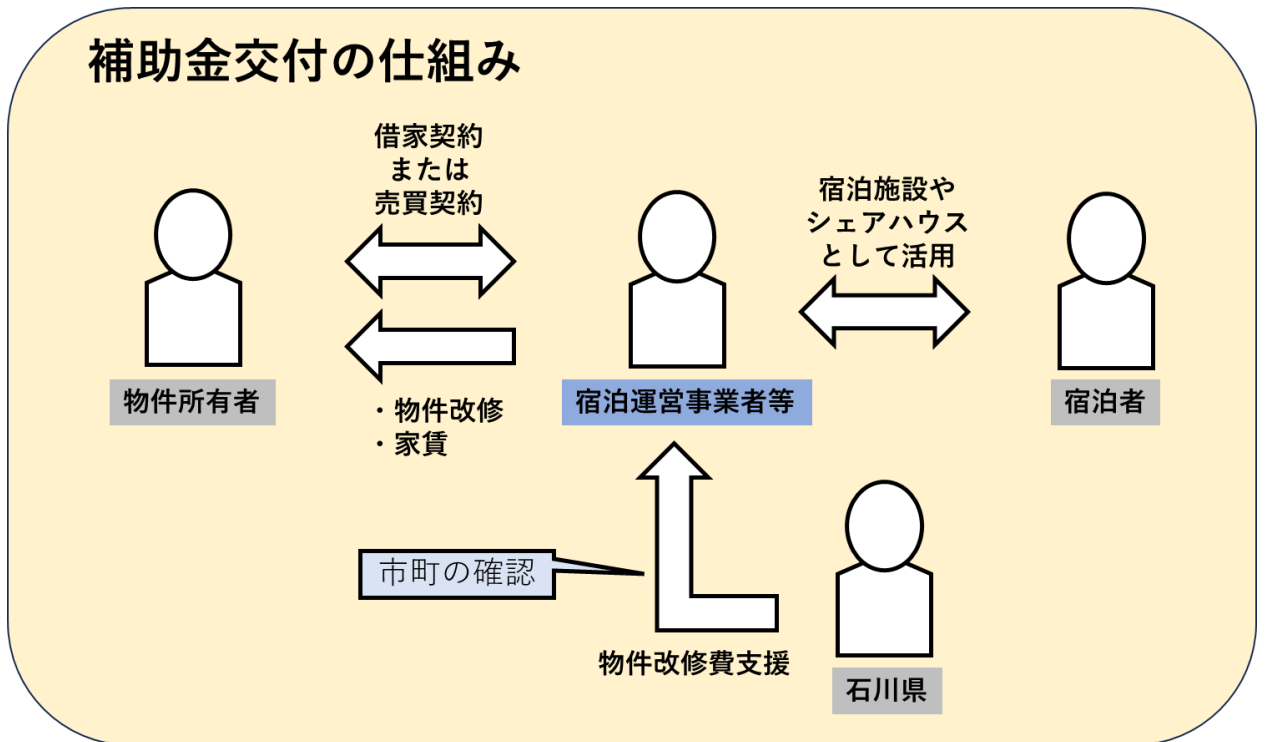
■ 申し込み

- 申し込み期限は、令和7年3月31日（月）とします。申し込み期間内であっても、申し込み状況により申請を締め切る場合があります。
- 申請にあたっては、改修工事の見積書（内訳が分かるもの）、間取り図等を提出していただきます。

■ 手続きの流れ

※（別紙資料）「石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付の流れ」参照

■ 補助金交付の仕組み



詳しくは、下記ホームページ掲載の「石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

お問い合わせ先

石川県能登半島地震復旧・復興推進部 創造的復興推進課

電話 : 076-225-1984

メール : e115100@pref.ishikawa.lg.jp

HP : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/souzoutekifukkousuishin/hisaikaokukatsuyousokushin.html>